

③ 医療

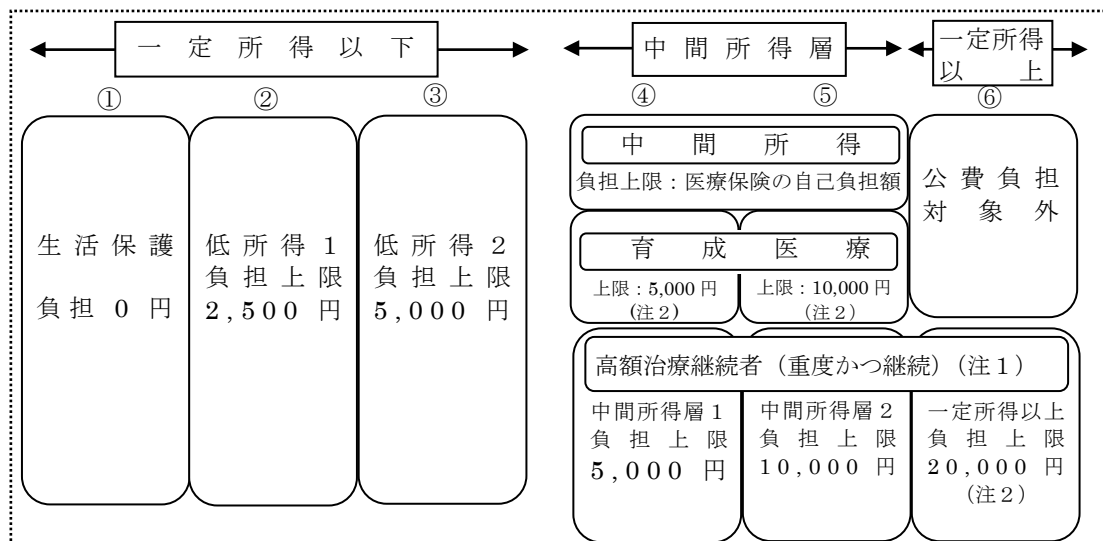
自立支援医療

医療
3

種類	内容	対象となる方
更生医療	身体の障がいの軽減と機能を改善して日常生活を容易にするための医療	18歳以上の身体障がい者手帳の交付を受けた方（呼吸器機能障がい・ぼうこう又は直腸機能障がいを除く）
育成医療	治療により身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療	18歳未満で身体に障がいを有する児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる児童
精神通院医療	精神障がいの治療上必要と認められる医療	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方

医療費の1割が自己負担となります（指定自立支援医療機関において行います）。ただし、世帯の市民税の課税状況や高額治療継続者（重度かつ継続）（注1）の該当により、自己負担上限額が設定されています。入院時の食事は原則として実費負担です。自立支援医療を受けるには、必ず事前に申請が必要です。対象となる障がい種別や医療の内容については窓口にご相談ください。

窓口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）※育成医療の窓口は105ページ参照



- ①…生活保護世帯の方
- ②…市民税非課税世帯であり、受給者の年間収入が80万円以下の方
- ③…市民税非課税世帯であり、②以外の方
- ④…市民税課税世帯で、市民税所得割額が3万3千円未満の方
- ⑤…市民税課税世帯で、「3万3千円 ≤ 市民税所得割額 < 23万5千円」の方
- ⑥…市民税所得割額が23万5千円以上の方

（注1）高額治療継続者（重度かつ継続）

（1）疾患・症状等から対象となる方

●更生医療、育成医療

じん臓機能障がい（人工透析療法・じん臓移植術後の抗免疫療法に限る）、小腸機能障がい（中心静脈栄養法による治療に限る）、免疫機能障がい、心臓機能障がい（心臓移植術後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障がい（肝臓移植術後の抗免疫療法に限る）の方

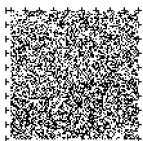
●精神通院医療

統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症、薬物関連障がい（依存症等）の方および上記以外の疾病で医師が重度かつ継続と認めた方

（2）疾病等にかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

医療保険の高額療養費で多数該当となっている方

（注2）「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の方、及び育成医療における中間所得者（高額治療継続者を除く）の世帯に属する方に対する経過措置は、令和6年3月31日までの取扱いです。



重度障がい者医療費助成

身 知 精 難

国民健康保険・各種健康保険の被保険者または被扶養者に、次の医療費等の自己負担の一部を助成します。
窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

医
3
療

内容	対象となる方	対象とならない方（制限等）
<ul style="list-style-type: none"> ●医療費の自己負担から一部自己負担額（※1）を控除した額を助成します。 ●入院時の食事代にかかる自己負担の一部を助成します。（※2） 	次のいずれかの要件を満たす方（本人の所得について所得制限あり） <ol style="list-style-type: none"> ①身体障がい者手帳（1・2級）の交付を受けた方 ②療育手帳（A）の交付を受けた方 ③身体障がい者手帳（3～6級）かつ療育手帳（B1）の交付を受けた方 ④精神障がい者保健福祉手帳（1級）の交付を受けた方 ⑤難病法の助成対象者及び特定疾患医療受給者のうち、障がい年金1級9号相当または特別児童扶養手当1級9号相当の方 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護を受給している方 ●こども医療費助成制度またはひとり親家庭医療費助成制度により医療証の交付を受けている方 ●児童福祉法に基づく措置により医療の給付を受けている方 ●国等の公費負担によって、医療費の全額支給を受けることができる方 ●他の地方公共団体から重度障がい者医療費助成制度に相当する医療費の助成を受けることができる方

（※1）一医療機関ごとに、入・通院にかかる医療費及び薬局での薬代の支払い並びに訪問看護利用料について、それぞれ1日当たり最大500円（日数上限なし）をご負担いただきます。また、同一診療月にご負担いただいた一部自己負担額が月の負担上限額（3,000円）を超えたときは、申請により払い戻しを受けることができます。払い戻しの申請は、大阪市医療助成費等償還事務センターで郵送でのみ受け付けています。

なお、一度必要書類を送付していただくことで、その後は手続きなしに月の負担上限額超過分の払い戻しを受けることができる自動償還を行っています。自動償還は、自動償還に同意する旨の記載がある申請書を償還事務センターが受け付けた日の属する月の診療分から開始します。（大阪府外の医療機関などを受診したときや、やむを得ず医療証を提示できずに受診したとき、医療機関等からのレセプトが診療月の翌月10日までに提出されなかったときなどは自動償還の対象となりませんので、償還事務センターへ払い戻し申請をしてください）

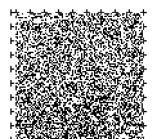
（※2）①②③の方で公的医療保険から発行される食事療養標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けることができる方に対する助成です。

障がい児・者歯科診療

身 知 精

一般歯科医院で治療が困難な障がいのある方は、次の医療機関で治療が受けられます。
受診前に必ず電話等で相談・確認し、予約をしてください。

医療機関名	所在地	
	診療日	電話
大阪府歯科医師会附属 歯科診療所障がい者診療	〒543-0033 天王寺区堂ヶ芝 1-3-27 火曜・木曜・土曜	大阪府歯科医師会館内 6772-8887
大阪急性期・総合医療センター	〒558-8558 住吉区万代東 3-1-56 月曜から金曜	06-6692-1201
子供の城療育クリニック	〒532-0011 淀川区西中島 5-6-6 月曜・火曜・木曜・金曜	公文教育会館 6階 6304-5663
ポバース記念病院	〒536-0023 城東区東中浜 1-6-5 月曜から金曜、第2土曜	6965-6489
南大阪小児 リハビリテーション病院	〒546-0035 東住吉区山坂 5-11-21 月曜から金曜 ※18歳未満に限る	6699-8735
森之宮病院	〒536-0025 城東区森之宮 2-1-88 月曜から金曜、土曜（要相談）	6969-0111
大阪赤十字病院	〒543-8555 天王寺区筆ヶ崎町 5-30 月曜から水曜、金曜 ※口腔外科に限る	6774-5111



障がい者健康診査

身 知 精

障がいのある方を対象に、病気の早期発見と二次障がいの予防などを行い、健康と福祉の増進をはかるため障がい者健康診査を実施しています（利用の際は電話などで日時を予約してください）。

問い合わせ先：大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター診療所

問い合わせ先詳細：107 ページ

内 容：●必須検査

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、血液検査、検尿、貧血検査、血糖検査、胸部 X 線撮影

●選択検査（選択検査は、医師が必要と認めた方に実施します）

心電図検査、四肢等 X 線撮影、肝炎ウイルス検査

対象となる方：市内に居住する 18 歳から 74 歳までの在宅の障がいのある方で、次のいずれかに該当する方

●身体障がい者手帳の交付を受けている方

●療育手帳の交付を受けている方

●精神保健および精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障がい者

※ただし、学校保健法や労働安全衛生法などにより健康管理事業に相当する保健サービスを受けることができる方（学生や常勤雇用労働者、認可通所施設利用者など）ならびに医療保険者が実施する特定健康診査を受けることができる方は除きます。

※市内居住の 40 歳以上の障がいのある方で医療保険者が実施する特定健康診査受診券をお持ちの場合は、ご希望により当センターでの受診が可能です。（健康保険の種類により自己負担が発生する場合があります）

費 用：●必須検査は無料

●選択検査は、心電図検査及び四肢等 X 線撮影は 600 円、肝炎ウイルス検査は 1,000 円（ただし、20 歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方は無料）。

※生活保護法による被保護世帯および市民税非課税世帯に属する方は、証明書またはそれにかわるものがあれば無料になります。

後期高齢者医療制度

身 知 精 難

内容	対象となる方	窓口
一定の障がいのある方は後期高齢者医療制度に 65 歳から加入できます。	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者手帳 1～3 級（4 級の一部を含む）をお持ちの方 精神障がい者保健福祉手帳 1～2 級をお持ちの方 療育手帳（A）または認定カードの交付を受けた方など 	各区役所 保険年金業務担当 各区局番（104 ページ） +9956

